令和８年度介護支援専門員実務研修修了者の皆様へのご案内

介護支援専門員登録・介護支援専門員証交付申請のご案内

介護支援専門員実務研修を修了した方は、研修修了日から３か月以内に『介護支援専門員登録申請』を行うことで福島県の【介護支援専門員資格登録簿】へ登録されます。

※「介護保険法施行規則 113 条の 7」に介護支援専門員資格登録簿に登録できる期間は、実務研修修了日から３か月以内と定められているため、申請書類の到着日が研修修了から３ヶ月（令和９年６月１０日）を過ぎた場合は、登録の手続きが無効となります。

登録後『介護支援専門員証』の交付を受けることで、介護支援専門員の資格を必要とする業務に従事することができます。『介護支援専門員証』の交付申請は、『介護支援専門員登録申請』と同時に行うことができます。

提出書類

１．介護支援専門員資格登録簿への登録　全員必須

□ (第１号様式)介護支援専門員登録申請書

□ 実務研修修了証明書の写し

□ 個人番号記載の住民票

□ 身元確認書類　（本人確認書類貼付台紙に貼付　具体的な書類詳細は台紙に記載）

個人番号（マイナンバー）カードの写し（顔写真表示面）、運転免許証の写し、パスポート 等

２．介護支援専門員証を同時に交付希望の場合

□ (第７号様式)介護支援専門員交付申請書

□ 福島県収入証紙 2,200 円（第７号様式に貼付）

□ 写真１枚

（3cm×2.4cm　６か月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景。裏面に氏名記入）

３．登録簿への登録と異時に介護支援専門員証の交付申請を行う場合

今回は介護支援専門員資格登録簿への登録のみ行い、同時の証交付を希望せず、後日介護支援専門員証の交付を申請する場合は２．の書類と以下の書類を併せてご申請ください。

□個人番号確認書類（本人確認書類貼付台紙に貼付　具体的な書類詳細は台紙に記載）

個人番号（マイナンバー）カードの写し（個人番号表示面）、個人番号記載の住民票等

□身元確認書類（本人確認書類貼付台紙に貼付　具体的な書類詳細は台紙に記載）

個人番号（マイナンバー）カードの写し（顔写真表示面）、運転免許証の写し、パスポート 等

□介護支援専門員登録通知書の写し

様式掲載先

福島県ホームページ「令和８年度　実務研修」ページに掲載

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/r4senmon2.html

（ 福島県 HP 介護支援専門員実務研修 検索）

提出期限

介護支援専門員資格登録簿への登録申請期限：**令和９年６月 10 日必着**

介護支援専門員証を３月末までに証交付希望の場合：**令和９年３月 23 日必着**

提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

福島県 高齢福祉課 ケアマネ担当 宛（**簡易書留**）

ご留意事項

・介護支援専門員の欠格事項に該当する場合は、登録できません。

（＊介護支援専門員登録申請書の誓約書をご確認ください。）

・登録名簿に掲載した後に、登録通知をお送りします。介護支援専門員登録者であることを証明する書類となり、再発行できませんので、ご自身で原本 を保管・管理してください。

・通常、介護支援専門員証の交付は申請受付より１ヶ月程度の時間を要します。

３月末までの交付を希望する場合のみ令和９年３月２３日までの到着でかつ不備がない場合に限り、３月末までの送付で交付します。それ以降の到着分は通常スケジュールで交付します。

・今後、制度改正等で必要書類・手続きが変更になる可能性があります。

最新情報はホームページに掲載していきますので、各種申請や手続き時は必ず福島県のホームページをご確認の上、最新の情報に基づきご申請ください。

お問合せ先

福島県高齢福祉課　ケアマネ担当　宛

E-mail：kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp